

東総広域水道企業団告示第8号

建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、東総広域水道企業団の発注する建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入、役務の提供又は賃貸借に関する契約に係る平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について、次のとおり定める。

平成27年12月1日

東総広域水道企業団企業長 越川 信一

第1 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、東総広域水道企業団建設工事等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

- 1 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- 2 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- 3 建設業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けておらず、同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- 4 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- 5 建築設計業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- 6 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けていない者
- 7 その他法令等による許可等が必要な業務にあつては、当該許可等を有していない者
- 8 資格審査の申請に必要な書類を提出できない者
- 9 法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

第2 資格審査の基準日

資格審査の基準日は、資格審査の申請日とする。

第3 資格審査の申請分類

- 1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる業種ごとに

申請しなければならない。

- (1) 建設工事
- (2) 測量・コンサルタント
- (3) 物品・役務

2 業種分類は、平成28・29年度入札参加資格審査申請に関する説明書（以下「申請説明書」という。）において定めるものとする。

第4 資格審査の申請方法及び提出書類

申請者は、インターネットを利用して、東総広域水道企業団のホームページ「入札情報」（<http://www.tousou-water.jp/nyuusatsu/nyuusatsu.html>）から入札参加資格審査申請書をダウンロードして、申請説明書に掲げる書類を添付して持参の方法により申請しなければならない。

第5 申請の時期

1 資格者名簿の有効期間の始期が平成28年4月1日の入札参加資格を得るための申請は、平成28年2月1日から平成28年2月29日までに行わなければならない。

なお、前段の申請期間に申請することができなかった者については、別途公表する東総広域水道企業団のホームページ「入札情報」の追加申請の手続きにより行うこととする。

- 2 提出先 〒289-0602
千葉県香取郡東庄町笹川ろ1番地
東総広域水道企業団総務課庶務係

第6 申請説明書等の入手先

申請説明書及び提出書類の様式等は、東総広域水道企業団のホームページ「入札情報」（<http://www.tousou-water.jp/nyuusatsu/nyuusatsu.html>）よりダウンロードするものとする。

第7 資格審査

1 資格審査は、提出された入札参加資格審査申請書、添付書類等に基づいて、入札参加者としての適格性について次に掲げる項目ごとに行うものとする。

- (1) 金銭的信用
- (2) 契約履行に関する誠実性

2 建設工事の契約に係る入札に参加しようとする者の資格審査については、前項のほか施工能力について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。この場合において、(1)の客観的事項についての審査は、経営事項審査の結果に基づいて行うものとする。

- (1) 客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）
- (2) 主観的事項
 - ア 工事成績
 - イ 安全対策の取組状況
 - ウ ISOの認証取得状況

第8 資格審査の結果の通知及び資格者名簿への登載等

1 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格

者」という。)については、資格者名簿に登載するものとし、次項の定めによる公表をもって通知に代えるものとする。また、資格者名簿の有効期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとする。

なお、追加申請の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者の当該資格の有効期間は、追加申請した日の属する月の翌々月の1日から平成30年3月31日までとする。

2 資格者名簿は、前項に定める有効期間の間、次の事項について東総広域水道企業団のホームページ及び総務課において公表するものとする。

- (1) 入札参加資格者の商号又は名称、所在地又は住所及び電話番号等
- (2) 登録業種

第9 事業協同組合等（官公需についての受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に規定する組合をいう。以下同じ。）の特例

1 事業協同組合等に係る資格審査の申請は、第4に定める書類のほか次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 組合員名簿
- (3) 適格組合（事業協同組合等のうち中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、これを証する書類

2 建設業者に係る適格組合（協業組合を除く。）が、組合員のうち任意に選択した10以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る第4に定める書類を提出した場合にあつては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額及び技術職員数については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により、その他の項目については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により行うものとする。

第10 共同企業体の特例

特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体の資格審査及び申請方法等については、別に企業長が定めるものとする。

第11 変更、業種追加等の届出

次に掲げる項目における申請は、申請説明書及び変更申請の手続きにより速やかに行うこと。

- (1) 入札に参加できる資格に係る営業を廃止又は休止した場合
- (2) 申請説明書に掲げる事項について変更を生じた場合
- (3) 登録済みの業種のほかに新たな業種を追加する場合
- (4) 入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した場合（入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとする場合を含む。）
- (5) 入札参加資格の取消しの申請を行う場合

第12 入札参加資格の承継

入札参加資格者から入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとするもの（以下「承継人」という。）は、第4に定める書類を提出しなければならない。

第13 入札参加資格の取消し

- 1 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、その者の資格を取り消すものとする。
 - (1) 第1の1から9までのいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 申請又は提出書類に故意に虚偽の事項を記録し、又は記載したとき。
 - (3) 資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
 - (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- 2 第11の定めによる変更等の届出をする必要があるにもかかわらず、変更等の届出をしないときは、企業長はその者の資格を取り消すことができるものとする。
- 3 1及び2の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、企業長はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するとともに、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

第14 入札参加資格の停止

- 1 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間、その者の資格を停止するものとする。
 - (1) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月が経過する日まで
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで
- 2 1の定めにより入札参加資格の停止を行ったときは、企業長はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第15 千葉県警察本部への情報提供、照会等

申請者に関する情報については、暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を東総広域水道企業団が実施する入札から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ情報を提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対して必要な書類の提出を求めることがある。

第16 この告示に関する問い合わせ先

東総広域水道企業団総務課庶務係 電話0478(86)3821